

串間市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年串間市告示第53号

（目的）

第1条 重度障害者（児）日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、重度障害者（児）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与すること等（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、串間市とする。

（用具の種目）

第3条 給付等の対象となる用具は、別表第1の「品目」欄に掲げる用具とする。

（給付等の対象者等）

第4条 給付等の対象者（以下「給付等対象者（児）」という。）は次の各号の全てに該当する者のうち

- （1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更相」という。）若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児相」という。）において手帳の交付を受けている者又は更相若しくは児相において知的障害と判定された者
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する者
- （4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）に規定する特殊の疾病患者（以下「難病患者等」という。）

（給付等の申請）

第5条 用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）は、日常生活用具（貸与）申請書（別記様式第1号）により、あらかじめ市長に申請するものとする。

- 2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとする給付等対象者（児）は、住宅改修費給付申請書（別記様式第2号）を提出し、あわせて工事図面と改修工事見積書を添付しなければならない。
- 3 前2項の申請は、用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

（給付等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、給付等対象者（児）に係る必要な調査等を行い、調査書（日常生活用具給付等事業）（別記様式第3号）又は調査書（住宅改修費給付事業）別記様式第4号）を作成し、給付等を行うことが適当であると認めるときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

- （1）給付等を行う用具名
 - （2）申請者に対して用具を納入することとされた業者（以下「業者」という。）
 - （3）負担上限月額
 - （4）申請者に対する給付額
 - （5）その他必要な事項
- 2 前項第3号の負担上限月額の決定は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項の規定を用いて行うものとする。**
- 3 第1項第4号に定める申請者に対する給付額は、用具の給付に要した額（別表第1の

「基準額」欄により算定した額又は、その額が現に当該用具の給付に要した額を超えるときは、当該現に用具の給付に要した額とする。以下「給付総額」という。)から当該給付総額の100分の10に相当する額(第1項第3号に定める負担上限月額を限度とする。)を控除して得た額とする。

- 4 市長は、第1項の規定により給付等を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第5号)又は日常生活用具貸与決定通知書(別記様式第5号の2)若しくは、住宅改修費給付決定通知書(別記様式第7号)により、その旨通知するものとし、あわせて、日常生活用具給付(貸与)券(別記様式第6号)若しくは、住宅改修費給付券(別記様式第8号)を申請者に公布するものとする。

(用具の給付等の実施)

第7条 用具の給付等の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。は、用具の給付等を受けようとするときは、前条第1項第2号において決定された業者(以下「決定業者」という。)に前条第4項に定める日常生活用具給付(貸与)券若しくは、住宅改修費給付券を提出するものとする。

- 2 用具の貸与は、無償で行うものとし、用具の貸与の期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等への入所その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。
- (1) 用具の給付を受けた給付等決定者は、当該用具を当該給付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 用具の貸与を受けた給付等決定者(以下「借受人」という。)は、当該用具を当該貸与の目的に反して使用したとき又は必要としなくなったときは、すみやかに市長に返還しなければならない。また、当該用具を棄損・紛失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(業者への支払)

第8条 市長は、第6条第1項第4号に定める額について、給付等決定者から当該決定業者に対して受領の委任があったときは、当該決定業者に支払うことができるものとする。

- 2 前項の規定による決定業者から市長への請求は、第6条第4項に定める日常生活用具給付(貸与)券若しくは、住宅改修費給付券を添付して行うものとする。

第9条 市長は、第5条第1項の規定に基づく給付等対象者(児)の給付等申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり日常生活用具給付(貸与)券を一括交付するものとする。

- (1) 暦月を単位として、2月ごとに日常生活用具給付(貸与)券1枚を交付するものとする。この場合において、別表第1の「基準額(月額)」欄の範囲内で1月間に必要とする排泄管理支援用具に相当する2倍(2月分)の額を、日常生活用具給付(貸与)券ちゅうの⑨「価格」欄に記載して交付すること。
- (2) 日常生活用具給付(貸与)券は、申請1回につき3枚までの一括交付できるものとする。
- (3) 第6条第1項第3号に規定する給付対象者(児)の負担上限月額については、日常生活用具給付(貸与)券1枚ごとに適用するものとする。

(点字図書等の給付等)

第10条 点字図書の給付について必要な事項は、別表第2に定めるところによるものとする。

- 2 住宅改修費の給付について必要な事項は、別表第3に定めるところによるものとする。
- (給付等台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、必要な帳簿等を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前において、串間市身体障害者日常生活用具給付事業実施規則（平成12年串間市規則第28号）、串間市身体障害児等日常生活用具給付事業実施規則（平成12年串間市規則第29号）及び串間市点字図書給付事業実施規則（平成12年串間市規則第30号）に基づき行われた申請等の行為は、この要綱の規定により行われた申請等の行為とみなす。

附 則（平成25年串間市告示第25号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。